

赤文字：追加箇所 青文字：変更箇所

改定前	改定後	備考
<p>第8条（手形、小切手等の支払い）</p> <p>【1】小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>【2】前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>【3】当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。ただし、当店取引口座への振替支払いの場合には、このかぎりではありません。</p> <p style="text-align: center;">＜～中略～＞</p> <p>第16条（届出事項の変更）</p> <p>【1】手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、氏名（名称）、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>【2】前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>【3】第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>【1】手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>【2】手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>【3】この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害について</p>	<p>第8条（手形、小切手等の支払い）</p> <p>【1】小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>【2】前項の支払にあたっては、小切手は手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>【3】当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。</p> <p>【4】前項の払戻しの手続に加え、当座勘定の取引の際に、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは取引を行わないことがあります。</p> <p style="text-align: center;">＜～中略～＞</p> <p>第16条（届出事項の変更）</p> <p>【1】手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、氏名（名称）、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>【2】前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>【3】第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>【4】当座勘定の取引等の際には、当組合は、法令で定める本人確認等の確認を行うことがあります。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって当店に届出てください。</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>【1】手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>【2】手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>【3】この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害について</p>	<p>払戻請求書による払戻が可能になる旨を追加</p> <p>本人確認手続きについて追加</p> <p>本人確認手続きについて追加</p>

赤文字：追加箇所 青文字：変更箇所

改定前	改定後	備考
<p>も、第1項と同様とします。</p> <p><～中略～></p> <p>以上 (20221003)</p>	<p>も、第1項と同様とします。</p> <p>【4】払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p><～中略～></p> <p>以上 (20260301)</p>	<p>払戻請求書による払戻開始に伴い追加</p> <p>改定日を変更</p>